

1 住宅ローン控除の特例の延長

住宅ローン控除の控除期間が10年間から13年間へ延長となる特例措置について、一定の期間に契約した場合には、令和4年末までの入居者を対象とします。

この延長された部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
【改正後】 経済対策として控除期間13年間の措置を延長	10月1日 消費税率引上げ (10%)	注文住宅は R2年10月からR3年9月末まで 分譲住宅等は R2年12月からR3年11月末まで に契約	R4年末までの入居 控除期間13年	面積要件は40㎡以上 ※40㎡～50㎡は所得1,000万円以下
コロナ特例 コロナを踏まえた上乗せ措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで 分譲住宅等は R2年11月末まで に契約	R3年末までの入居 控除期間13年	
消費税率10%引上げに伴う反動減対策の上乗せ措置		R2年末までの入居 控除期間13年		面積要件は50㎡以上
住宅ローン控除 消費税率8%引上げ時に反動減対策として拡充した措置	H26年4月入居～		R3年末までの入居 控除期間10年	

2 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税とします。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成で、次のものが対象になります。

- ベビーシッターの利用料に対する助成
- 認可外保育施設等の利用料に対する助成
- 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成